内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する

政府の認識等に関する質問主意書

出者 鈴木宗男

提

内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する

政府の認識等に関する質問主意書

す。」、「麻生首相や谷内政府代表の発言は、あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ません。」、 半するという方法をもって、 国への帰属を確認し、 してはならない」と題する意見広告(以下、「意見広告」という。)が掲載されている。 の有識者や元島民らが代表者、 したと報じた記事が掲載されている。 「わたくしどもは、政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し、これらの発言によっ 「日本政府の首脳が、初めて四島返還という対露外交の基軸を否定するかのごとき発言をしたわけで 本年四月十七日の毎日新聞に、 「個人的には三・五島でもいいと考えている」と、谷内代表として、歯舞、色丹、 ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折 同問題の最終的解決を目指すべきとの発言(以下、「谷内発言」という。)を 賛同人として名を連ねた、 谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、 本年五月十一日付の産経新聞八面に、 「緊急アピール 対露領土交渉の基本的立場 「谷内発言」を受け、 国後、 「意見広告」では 北方領土問題に 択捉の我が 日 \Box 物を崩 1関係

日本政府が対露外交の原点を再確認し

て日本の国益が取り返しのつかない損失を蒙ることのないように、

援担当大使が賛同人として名を連ねている。右と「政府答弁書」 麻生太郎内閣総理大臣、 今後その基本的立場を堅持することを強く求めます。」等と、 政府に対する批判がなされているが、それに小川郷太郎外務省参与・イラク復興支 (内閣衆質一七一第四九五号)を踏まえ、 「谷内発言」を行った谷内代表はじめ、

質問する。

関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」旨を繰り返し表明している。 態であると受け止めています。」、 近の言動に深刻な懸念を抱き、 言わざるを得ません。」、「わたくしどもは、 には例えば 後押しをすることを意味するものと承知している。」とされている。既に触れている様に、 カ所見られるが、右につき政府は過去の答弁書で「政府としては、 支持の定義について、 「わたくしどもは、 政府最高首脳である麻生総理を名指しし、その発言は軽率である等、 「政府答弁書」では「支持とは、一般に、ある意見、主張などに賛成して、その これを主権国家としてのわが国の存立基盤を掘り崩しかねない わが国政府の首脳および一部関係者の日露関係、 「麻生首相や谷内政府代表の発言は、 政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く 御指摘の意見広告は、 あまりにも軽率な発言であると 北方領土問題に関する最 強く非難する文言が数 北方領土問題に 「意見広告」 由 々 しい 事

最 も政府が く憂慮し」 と言わざるを得ません。」、「わたくしどもは、 事態であると受け止めています。」、「麻生首相や谷内政府代表の発言は、 る強い支持を示したものと認識している」とする根拠は何か説明されたい であるのか。 右で挙げた 近の言動に深刻な懸念を抱き、 「意見広告」について 等の文言は、 「意見広告」にある文言のどこが 「わたくしどもは、 政府を強く支持するどころか、 「御指摘の意見広告は、 これを主権国家としてのわが国の存立基盤を掘り崩しかね わが国政府 の首脳および一部関係者の日露関係、 「ある意見、 政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深 強く批判するものでしかないと考えるが、 北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対す 主張などに賛成して、 あまりにも軽率な発言である その後押しをする」もの 北方領-土問題に関する ない 由々しい それで

見広告」 ことは差し控えたい。」とし、具体的な論評をすることを避けている。また、中曽根弘文外務大臣が 問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」との評価を下している 政府は過去の答弁書で、 の呼びかけ人の一人に対して「意見広告」の内容について電話で事実と異なる点があるとして修 その一つ一つの記述内容については「その具体的な記述内容の逐一について政府として論評する 「意見広告」全体については 「政府としては、 御指摘の の意見広告は、 北方領土 意

正を求めたことを明らかにしている。 先の質問主意書で、 右の中曽根大臣の行動は、 まさに 「意見広告」

の詳細な文言について論評を行ったことに他ならないのではないかと問うたが、 「政府答弁書」では何ら

明確な答弁がなされていない。 中曽根大臣が「意見広告」の呼びかけ人の一人に対して「意見広告」の内

容について電話で事実と異なる点があるとして修正を求めたことは、まさに「政府答弁書」で「論評と

は、 一般に、是非善悪などを論じ批評することを意味する」と定義付けされている論評に該当するのでは

ないか。明確な答弁を求める。

三二で政府として、 中曽根大臣が 「意見広告」 の呼びかけ人の一人に対して「意見広告」 の内容について

電話で事実と異なる点があるとして修正を求めたことが論評に該当しないというのなら、 その根拠を示さ

れたい。

右質問する。